

# 広島県高校生等奨学給付金 受給申請手続のご案内

広島県高校生等奨学給付金は授業料・受講料以外の教育費の負担を軽減するための制度です。(返還不要)

## 給付対象者

次の要件をすべて満たす必要があります

- ✔ 保護者等全員の住民税所得割額（道府県民税・市町村民税所得割額の合計額）が**非課税相当**（注1）又は**生活保護受給世帯**である
- ✔ 保護者等が広島県内に在住している
- ✔ 生徒が国公立高等学校等（注2）に在学しており高等学校等就学支援金等の支給要件を満たしている

（注1）家計急変により向こう1年間の収入見込額が非課税に相当する世帯を含みます。  
 （注2）高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校（第1～3学年）・専修学校高等課程等で、県外に所在する国公立高等学校等を含みます。

**支給上限**  
 給付回数は、一人の高校生につき年1回、通算3回（定時制・通信制は4回）を上限とします。  
 ただし、高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる生徒については追加で1回（定時制・通信制は2回）、高等学校等就学支援事業費補助金（専攻科の生徒への就学支援）の補助対象となる生徒については追加で2回まで給付されます。

## 給付額

世帯区分	区分	給付金の額 〈全日制・定時制※1〉	給付金の額 〈通信制※1〉	給付金の額 〈専攻科〉
生活保護（生業扶助） 受給世帯	—	年額 32,300円	年額 32,300円	年額 50,500円
保護者等全員の 住民税所得割額が 非課税相当である世帯 （家計急変を含む※2）	1人目	年額 122,100円	年額 50,500円	
	2人目以降 （※3）	年額 143,700円		

※1 フレキシブル課程の平日登校コースは定時制に、通信教育コースは通信制に含まれます。  
 ※2 家計急変により申請する場合で、当該家計急変が10月2日以降に生じた場合は、家計急変のあった日の翌月以降の月数に応じた金額となります。  
 ※3 対象となる高校生等の他に15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

**令和6年度の提出期限：令和6年10月31日（木）【必着】**

- ・ 家計急変が生じた場合は、12月20日（金）まで申請を受け付けますので、家計急変後速やかに申請を行ってください。（2ページ参照）
- ・ 申請書は生徒が在学する学校へ提出してください。

## 目次

申請から受給までの流れ……………	1	申請受付後について……………	6
家計急変により申請する場合……………	2	申請手続Q & A……………	7
申請書の記入例……………	3		

広島県教育委員会事務局 きょういくしえんすいしんか **教育支援推進課** しゅうがくしえんがかり **就学支援係**  
 学びの革新推進部



問合せ先

☎ 082-222-3015

【受付時間】月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時まで

✉ [kyuishinkou@pref.hiroshima.jp](mailto:kyuishinkou@pref.hiroshima.jp)

# 申請から受給までの流れ

## 1 奨学給付金の支給対象か確認

別紙「奨学給付金確認シート」で支給対象となるか確認してください。  
判断が難しい場合は就学支援係までご相談ください。

## 2 申請書に必要事項を記入

奨学給付金の「申請書」は、3～5ページの記入例等を参考にして記入してください。

## 3 必要書類の確認・準備

別紙「必要書類一覧」を確認し必要な添付書類を揃えてください。  
必要書類は申請区分により異なります。

## 4 申請書と必要書類を封筒に入れて学校へ提出

申請者が用意した角形2号封筒に、提出用封筒ラベルを貼付した後、申請書及び必要書類を封入し、学校へ提出してください。

## 5 県教育委員会から審査結果の通知

県教育委員会が支給可否を審査した結果の通知書を保護者等へ郵送します。  
申請書類に不備があった場合は、県教育委員会の担当者から保護者等へ電話又は郵便により書類の追加提出をお願いすることがあります。  
また、この場合、結果の通知及び給付が予定より遅くなる場合があります。

## 6 給付金受領

奨学給付金が、支給予定日（支給決定通知書に記載）に指定の金融機関の口座（申請書に記入された口座）へ振り込まれます。

ただし、学校徴収金に未納や未収金がある場合は、高等学校等が給付金を代理受領し、学校徴収金の未収金等に充当して相殺する場合があります。この場合、給付決定額から高等学校等が代理受領する額を差し引いた金額を申請書に記入された口座へ振り込みます。

# 家計急変により申請する場合

生活保護（生業扶助）受給者又は住民税所得割が非課税でない世帯でも、家計の急変により保護者等全員の向こう1年間の収入見込みが次の基準を満たす場合は、奨学給付金を受給できます。

## － 家計急変の基準 －

世帯人数	向こう1年間の収入見込み
2人世帯	2,044,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満

※ 上記の例に該当しない場合は、個別に確認します。

## 1 給付額について

家計急変により申請した場合の給付額は、家計急変が発生した時期により異なります。

10月1日まで	10月2日以降
満額を受給	家計急変が生じた日の属する月以降の月数に応じて支給されます。
	月の初日
	例1) 発生時期:11月1日 対象:高校生等が第1子 $122,100円 \times 5月/12月 = 50,875円$
	例2) 発生時期:12月1日 対象:高校生等が第2子以降 $143,700円 \times 4月/12月 = 47,900円$
家計急変が生じた日の属する月の翌月以降の月数に応じて支給されます。	
月の初日以外	
例1) 発生時期:11月15日 対象:高校生等が第1子 $122,100円 \times 4月/12月 = 40,700円$	
例2) 発生時期:12月30日 対象:高校生等が第2子以降 $143,700円 \times 3月/12月 = 35,925円$	

※例は全日制・定時制の場合

## 2 提出期限について

家計急変が生じた場合は、家計急変後速やかに（原則、1か月以内）提出してください。（令和6年度の申請期限は、令和6年12月20日（金）です。）

R06

広島県高校生等奨学給付金受給申請書（国公立高等学校等）

私は、次の事項を確認し同意の上、広島県高校生等奨学給付金の受給申請をします。
※同意の上、以下を自署してください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全
私は広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っており
この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置
の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
下欄の高校生等が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、当該給付金の受領を高校生等が在籍する高等学校等の校長に委任し、高等学校等が学校徴収金の未収金等に充当して相殺することに同意します。

確認事項がある場合、こちらに記入された電話番号へ連絡することがあります。

申請者(保護者等)
ふりがな ひろしま たろう
氏名 広島 太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〒730-8514 広島市中区基町9番42号
高校生等との関係 [x]親権者 [ ]未成年後見人 [ ]未成年後見人である里親
[ ]主たる生計維持者(親権者以外)

保護者等の氏名を自署してください。

【対象となる高校生等】

ふりがな ひろしま もみじ
生徒氏名 広島 紅葉
生年月日 昭和 平成 20年 5月 1日
在学する学校 名 称 広島県立 〇〇高等学校・第1学年 [ ]国立 [x]公立
学校の種類・課程・学科： 高等学校・全日制
所在地 広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
在学期間 令和6年10月1日 ~ 令和 年 月 日(予定)
過去の高等学校等における在学期間及び受給状況

誓約内容を確認して✓印を付けてください。

過去に高等学校等における在学期間がある場合のみ記入してください。

令和6年10月1日現在、対象となる高校生等以外に健康保険証で扶養の確認ができる親族を全員記入の上、

◎同居であっても、令和6年10月1日現在就業しており、本人名義の健康保険証を有している兄弟姉妹は記入対象外です。

被保険者である私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。
扶養親族の状況
生徒との続柄 氏名 生年月日
母 広島 花子 昭和〇年7月2日
兄 広島 一郎 平成〇年8月3日
兄 広島 次郎 平成〇年9月4日
弟 広島 三郎 平成〇年1月5日

保険証から確認できます。
社会保険→保険証の被保険者氏名
国民健康保険→世帯主(組合員)氏名

※支給金額に影響します。

ください。

【裏面に続きます。】

1 保護者等の収入の状況等（該当する次の□に✓印を付けてください。）

令和6年10月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第123号）（高等学校等就学費）を受給していますか。

生活保護（生業扶助）を受給している場合は、「はい」に✓印を付け、生活保護受給証明書等を提出してください。

はい

⇒ 本申請書と生業扶助費受給証明書提出用封筒に同封し

いいえ（令和6年10月1日現在）

高等学校等就学支援金の認定審査で提出した課税情報の利用に同意されない場合は保護者等全員の「課税証明書」の提出が必要です。  
※ 住民税の申告がされていない場合は、課税証明書の提出又は住民税の申告を行ってください。

非課税である。

<input checked="" type="checkbox"/>	広島県の高等学校等就学支援金の課税に関する留意事項。 ※ ✓印を付けず ※ 課税期日（本年10月1日）に住所のあった市町村へ住民税の申告を行ってください。	保護者等に同意します。
-------------------------------------	---	-------------

・家計が急変し、2ページの基準を満たす場合は、こちらに✓印を付けてください。  
・また、該当する家計急変理由を選択してください。

非課税ではないが、家計急変により向こう1年間の収入において、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる見込みである（家計急変世帯）。

【家計急変の理由】

該当する理由に全ての□に✓印を付け、家計急変となった年月日を記載してください。

離職  倒産  離婚・死別  給与収入の減少  その他（ ）

家計急変となった日： 年 月 日

※ 明確な日が分からない場合は、月までを記載してください。

2 保護者等の状況（次の①～⑥のいずれかの□に✓印を付けてください。）

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者2名（両親） ※ 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2名存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名（一時的に親権を喪失する場合） ・離婚や死別等により親権者が1名となる場合 ・親権者は2名存在するものの、特別な事情によりやむを得ず、親権者1名（理由： ） ※ 単なる単身赴任や別居の場合は該当せず、DV（ドメスティックバイオレンス）、養育放棄等の特別な事情が該当します。
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名 ※ 未成年後見人が複数選任されている場合は、全員。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入（両親等）2名が支えている場合 ※ 生徒が在学中に成人した場合 【特別な事情によりやむを得ない場合】 ・ドメスティックバイオレンス(DV)や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や、離婚協議中かつ別居中であり親権者の一方に提出を求めたが応じてもらえない場合などが該当します。 ・保護者の失業や入院等は含まれません。
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名 ・生徒が未成年だが、親権者がいない場合 ・入学時点で生徒が成人した場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ※ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

**【振込先金融機関】**（奨学給付金の振込を希望する振込先金融機関を記入してください。）

振込先口座  該当する□に✓印を付けて必要に応じて住所を記載してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者本人の名義の振込先口座への入金を希望する。 【原則として、こちらを選択して下欄へ口座を記入してください。】						
	<input type="checkbox"/> 下記の者へ受領を委任する。 { <input type="checkbox"/> 生徒の口座 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者の口座 }						
	<b>振込先口座の名義人の住所</b> <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる 【下欄に記載してください】 { 住所： 〒 _____ }						
金融機関・支店名	広島		銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	県庁		本店 支店 出張所 ( )	
預金種目	普通		当座				
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	ヒロシマ タロウ						
口座名義	広島 太郎						

※ 振込先金融機関の確認を行うため、下記の「振込先の通帳の写し貼付欄」に振込先金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義が確認できる通帳のページを貼り付けてください。  
 なお、ネットバンキングの口座情報は、Web画面を印刷した書類を添付してください。

**振込先の**

振込先口座には個人名義の口座を記入し、口座番号は右詰で記入してください。  
 確認書類として、通帳の写しを下欄に貼付してください。（キャッシュカードの写しは不可）  
 ※ 振込先金融機関等については、メモを取るなど忘れられないようにしてください。

総合口座（普通預金・定期預金）ご契約内容

CMF番号	お名前			
7654321	ヒロシマ タロウ			

総合預金口座	定期預金口座番号	税区分	通帳限度額	変更日付
1234567				

発行日 28.03.25 株式会社広島銀行 銀行コード0169  
 口座開設店番 008 口座開設店名 県庁支店  
 発行店番 008

口座で、金融機関、支店名、預金の写し  
 ください。

※ この欄は記入しないでください。

学校受付日		令和 年 月 日	年間支給額	円	
10月支給区分	<input type="checkbox"/> 生業扶助 <input type="checkbox"/> 非課税（第1子） <input type="checkbox"/> 非課税（第2子） <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 不支給				
保護者状況区分	<input type="checkbox"/> 通常 <input type="checkbox"/> 家計急変（認定月数： 月/12か月、事実発生日：令和 年 月 日）				
同一世帯状況	<input type="checkbox"/> 複数対象者なし <input type="checkbox"/> 生業扶助・複数対象者 <input type="checkbox"/> 非課税・第2子以降複数対象者・通信制等以外 <input type="checkbox"/> 非課税・第1子及び第2子・通信制等以外 <input type="checkbox"/> 非課税・複数対象者・通信制等及び通信制等以外 <input type="checkbox"/> 通信制等・複数対象者 <input type="checkbox"/> その他		区分	同一世帯の他の対象者①	同一世帯の他の対象者②
			所属・氏名		
			校番・所属コード		
			生徒番号		
			申請ステータス	<input type="checkbox"/> 申請（ 円） <input type="checkbox"/> 未申請	<input type="checkbox"/> 申請（ 円） <input type="checkbox"/> 未申請

# 申請受付後について

## 1 支給決定

### (1) 審査

奨学給付金の申請がされた後、県教育委員会において申請書の記載内容及び保護者等の今年度の課税状況等を基に審査を行います。

### (2) 決定結果の通知書の送付

- ・ 奨学給付金の支給又は不支給の決定結果の通知書を送付します。支給が決定された場合に送付する支給決定通知書には、支給額及び支給予定日が記載されています。
- ・ 奨学給付金の対象となる高校生等が同じ世帯に複数名いる場合は、生徒ごとに申請が必要で、生徒ごとに結果の通知書が送付されます。
- ・ 事務処理の都合上、準備が整ったものから順に発送します。同時期に通知書が届かない場合がありますが、あらかじめ御了承ください。
- ・ 申請書類に不備があった場合は、審査結果の通知が予定より遅くなる場合があります。

## 2 支給予定日

支給予定日は支給決定通知書に記載します。

※ 申請書に記入された振込先金融機関や口座に誤りがあった場合などは、振込不能となるため、通知書でお知らせした支給日に支給できない場合があります。振込不能となった場合は、正しい振込先を確認するため、担当者から電話連絡をさせていただきます。

※ 奨学給付金の支給予定日までに振込先金融機関口座を解約されたり名義変更された場合には、速やかに県教育委員会へ連絡してください。

## 3 支給方法

奨学給付金は、原則として、申請書に記入された指定口座へ振込を行うこととしています。

※ 対象となる高校生等が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金の全部又は一部を在籍高等学校等が受け取り、学校徴収金の未納又は未収金に充当して相殺する場合があります。

※ この場合、給付決定額から高等学校等が代理受領する額を差し引いた金額については、申請書に記載された口座へ振り込みます。

### <奨学給付金に関する留意事項>

#### ◆ 生活保護（生業扶助）を受給している場合

生活保護（生業扶助）を受給していることの証明書の提出が必要となりますので、「生活保護受給証明書（広島県高校生等奨学給付金申請用）を福祉事務所に持参し、その証明を受けたものを添付してください。

ただし、生活保護受給証明書により、令和6年10月1日現在生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが確認できる場合は、生活保護受給証明書を提出することができます。

生活保護（生業扶助）受給世帯に対する高校生等奨学給付金について、福祉事務所が就学のために必要と認める額については、生活保護における収入認定から除外することとなっています。このため、奨学給付金は、生業扶助で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費等）として活用することが必要です。奨学給付金の活用方法等については、福祉事務所や担当のケースワーカーにも相談してください。

生業扶助を受給しているかどうか分からない場合には、必ず福祉事務所等に確認の上、申請を行ってください。また、就学のために必要と認められなかった額については、収入判定の対象となり生活保護費から減額される可能性があります。

#### ◆ 児童養護施設に入所している場合

児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として、奨学給付金を申請することはできません。

# 申請手続 Q & A

**Q 1 親権者の一方が海外赴任のため日本国内で住民税を課されておらず、もう一方の親権者については市町村民税所得割が非課税である場合は、奨学給付金を申請することができますか。**

A 親権者の一方又は双方が海外赴任のため日本国内で住民税を課されていない場合は、奨学給付金を申請することはできません。

**Q 2 奨学給付金を申請する際に、課税期日（本年1月1日）に住所のあった市区町村へ住民税の申告を行っていない場合はどうなりますか。**

A 奨学給付金の審査においては、生活保護（生業扶助）受給世帯を除き、保護者等全員が非課税であることを確認しています。

住民税の申告をされていない方は、県教育委員会において、住民税課税情報を取得することができず、認定遅れや給付金を支給できない場合もありますので、事前に、課税期日（本年1月1日）に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、住民税の申告手続きを行ってください。

**Q 3 税額の更正により令和5年度以前の住民税が非課税となりました。この場合、遡って奨学給付金の申請手続が可能ですか。**

A 奨学給付金は、年度を遡って受給申請をすることはできません。

**Q 4 家計急変とはどのような場合に対象になりますか。**

A 保護者等の失職、倒産などの理由で収入が減少し、向こう1年間の収入見込みが非課税相当となった世帯が対象となります。

また、保護者の死亡、離婚等により保護者に変更が生じた場合で、保護者変更後の収入見込額が非課税相当となった場合も支給対象になります。

ただし、保護者等の一方のみが失職、倒産などで収入が減少し非課税相当となっても、もう一方の方が非課税相当でない場合は、支給の対象とはなりません。

※ 家計急変が10月2日以降に発生した場合、対象者には月割で給付金が支給されますので、家計急変後速やかに申請を行ってください（2ページ参照）。

**Q 5 家計急変の場合の必要書類がないのですが、どうすればよいですか。**

A お手元の書類で代用できるものがあるか個別に確認する必要がありますので、県教育委員会に連絡してください。

**Q 6 家計急変が発生したが、複数の収入（給与収入かつ事業収入など）がある場合は、収入が減少した方の証明書類のみを提出すればよいですか。**

A 家計急変後の総収入を基準に審査を行いますので、複数の収入がある場合は、すべての収入を証明する書類を提出してください。 ※ 必要書類一覧参照

**Q 7 家計急変となった日（申請書2ページ）は、いつを記載すればよいですか。**

A 【家計急変理由が離職、倒産、休職、死別の場合】

事実発生日を記載してください。

（確認のため、離職票、雇用保険受給資格者証、廃業届等を提出してください。）

【家計急変理由が収入の減少の場合】

令和6年1月1日以降で、収入又は売り上げが減少した月の初日を記載してください。

（確認のため、給与所得者の方は、家計急変後3か月分以降の連続した給与明細を、自営業の方は、税理士又は公認会計士の作成した家計急変後の収入及び経費を証明する書類を提出してください。）

**Q 8 家計急変により奨学給付金を申請した後に、収入が増加する見込みとなりました。この場合、何か手続を行う必要がありますか。**

A 家計急変後の収入見込みが申請時より増加することとなった場合は、県教育委員会に連絡してください。